

今回のテーマ

小規模企業共済制度



小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定等を図るための資金を準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

1. 特色

1. 国がつくった共済制度だから安心・確実です。(平成15年末時点で全国130万人が加入)
2. 税制面で大きなメリットがあります。(掛金…全額所得控除 共済金…退職所得又は雑所得)
3. 共済金の受け取り方が選べます(一括、分割(10年・15年)、一括と分割の併用)
4. 事業資金等の貸付け(納付した掛金の合計額の範囲内)

2. 加入できる方 と 掛金について

加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

掛金について

- 掛金月額は1,000円～70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。(半年払や年払もできます。)
- 掛金は増額・減額ができます。(減額には一定の要件が必要です。)
- 掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

3. 税制面でのメリットについて

18年度より所得税の定率減税の段階的廃止及び17年度より老年者控除の廃止に伴って税負担が予測されます。是非、この機会にこの制度について検討されてみてはいかがでしょうか。

掛金の全額控除による減税額一覧表

課税年度など	課税される所得金額	税 目	加入前税額	加入後減税額(掛金月額)			
				1万円	3万円	5万円	7万円
16年度及び17年度	200万円	所得税	160,000	9,600	28,800	48,000	67,200
		住民税	85,000	5,100	15,300	25,500	35,700
		税合計	245,000	14,700	44,100	73,500	102,900
18年度	200万円	所得税	180,000	10,800	32,400	54,000	75,600
		住民税	92,500	5,550	16,650	27,750	38,850
		税合計	272,500	16,350	49,050	81,750	114,450
19年度	200万円	所得税	200,000	12,000	36,000	60,000	84,000
		住民税	100,000	6,000	18,000	30,000	42,000
		税合計	300,000	18,000	54,000	90,000	126,000

備考: 上記の表には、以下の内容が考慮されております。

1. 平成16、17、18、19年度の表は比較のため住民税均等割を除外しております。
2. 比較のため百円未満切り捨てについては考慮外としております。
3. 平成16、17年度 所得税定率減税20% および 住民税定率減税15% を考慮済み
4. 平成18年度 所得税定率減税10% および 住民税定率減税7.5% を考慮済み

*上記の表は課税所得金額200万円(所得税率10%)で試算しておりますが、税率が高ければ更に控除額が大きくなるわけです。

今回は小規模企業共済制度を取り上げてみました。尚、共済事由等により共済金等の受取額が変動しますので、注意してください。具体的なご相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 齊藤 直哉